

Life Recycledーいのちのリサイクル規約・会則

第1条（名称及び事務所）

この会は、Life Recycled と称し、事務所は山口県大内矢田521-14リヴァージェ102に置く。

第2条（目的）

この会は、日本の海岸線のゴミを収集するクリーン作戦を行い、ゴミのアートを創造することで、海岸のゴミ問題に関する意識を向上させ環境保全に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために、次の清掃活動やゴミアートを用いた国際交流や活動を実施する。

- （1）日本の海岸線の清掃活動を行う。
- （2）清掃活動により収集したゴミをリサイクルしたゴミアートを創造し、ギャラリーでの展示や、ゴミアートコンペを行う。

第4条（会員）

この会の会員は、次の2種類とする。

- （1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- （2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

第5条（会費）

- （1）正会員 300円

第6条（退会）

会員は大会届を提出し任意に退会することができる。

第7条（役員）

この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

- （1）会長 Life Recycled を代表し、その活動を総理する。
- （2）副会長 Life Recycled を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3）監査役 Life Recycled の活動状況及び会計について監査を行う。

第8条（総会）

- （1）この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- （2）総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- （3）総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。

第9条（事業年度）

この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（委任）

この会則の定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。